

令和7年

第4回志賀町議会定例会

会 議 録

志賀町議会

令和7年第4回志賀町議会定例会会議録

令和7年12月2日、第4回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時00分 開会)

(出席議員12名)

1番	小林克嘉
2番	梢正美
4番	中谷松助
5番	福田晃悦
6番	南正紀
7番	寺井強
8番	堂下健一
9番	越後敏明
10番	富澤軒康
11番	櫻井俊一
12番	林一夫

(欠席した議員)

3番	表谷茂浩
----	------

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町長	稲岡健太郎
副町長	山森博司
教育長	間嶋正剛
参与	山下光雄
町参事兼総務課長	村井直
富来支所長	町居義人
企画財政課長	花島博之
デジタル情報課	三野善明
税務課長	瀧川哲也
住民課長	横田義浩
子育て支援課長	畑中豊一

健康福祉課長	木村英敏
環境安全課長	上滝達哉
商工観光課長	大家英明
農林水産課長	細川直樹
まち整備課長	前田稔
上下水道課長	徳田敦史
富来病院事務長	笠原雅徳
会計管理者(会計課長)	東山和憲
学校教育課長	大島信雄
生涯学習課長	加茂野敏

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	池端久幸
議会事務局参事	山田美由紀
議会事務局主任	辻口晃紘

(議事日程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出 承認第35号ないし第37号及び議案第79号ないし第94号
(提案理由説明)
- 日程第5 町長提出 承認第35号ないし第37号(質疑、委員会付託、討論、採決)

(開 会 ・ 開 議)

福田晃悦議長 ただ今の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、令和7年第4回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

福田晃悦議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、11番 櫻井俊一君、12番 林一夫君を指名します。

日程第2 会期の決定

福田晃悦議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの15日間に決定したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

福田晃悦議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第4 町長提出 承認第35号ないし第37号及び議案第79号ないし第94号（提案理由説明）

福田晃悦議長 次に、本日、町長から提出のありました承認第35号ないし第37号及び議案第79号ないし第94号を、一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

稲岡健太郎町長 議長。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 令和7年第4回志賀町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

師走を迎え、物価高騰や復興に向けた厳しい状況の中、今年も残りわずかとなりました。

令和6年元日に発生いたしました能登半島地震から、まもなく2年が経過し

ようとしています。

公費解体や災害廃棄物の処理、復興公営住宅の着手、道路インフラの復旧など、復興に向けた取組は、少しずつではありますが着実に進んでおります。

しかしながら、復興の道のりは依然として長く、多くの課題が山積していることも事実であります。この震災を乗り越え、新たな志賀町を創造していくことが、私たちの最大の使命であると考えています。

こうした本町の創造的復興を進めるなかで、私が考える町政運営の方針や各種施策を、町民の皆様により身近に、直接お伝えしたいとの思いから、新番組「inakenTV」を今月から、ケーブルテレビ「しかちゃんねる」において放送します。

この番組は月2回更新し、動画配信サイトにおいても放送します。町民の皆様への情報発信の充実と強化に取り組んでまいります。

さて、先月、政府は少子高齢化や人口減少を喫緊の課題と位置づけ、高市総理大臣をトップとする「人口戦略本部」を設置し、地域の活性化や子育て支援など、住み続けられる環境づくりに向けた総合的な取組を推進していく方針を示されました。石川県におきましても、「人口減少対策推進本部」を設置し、県全体で人口減少への対応を強化しております。

本町としましても、国・県のこれら施策と軌を一にし、町民の皆様との連携を基盤として、未来に向けた持続可能な地域社会の実現を目指し、まい進してまいります。

また、先般の新内閣の所信表明演説におきましては、重点支援地方交付金の拡充や地域未来戦略の推進など、地方創生に向けた強い決意が示されました。本町が直面する能登半島地震からの復興と生活再建の加速化を図る上で、この国の政策を最大限に活用することは最優先事項であり、特に、重点支援地方交付金は復興に不可欠な財源であると認識しております。

現在、これらの施策を盛り込んだ補正予算が国会で審議されております。補正予算の成立後は、この強力な財政支援を被災や物価高に苦しむ町民の生活に直結させるべく、速やかにきめ細かな支援策を打ち出し、町民の皆様が安心して暮らせる環境づくりを進めてまいります。

来年は「丙午」の年です。「丙」は火の勢いが最も強い状態、「午」は馬が

広野を駆ける様子を示し、勢いよく成長し、大きな変化と飛躍を象徴するとされております。

新たな年が、希望に満ちた年となり、大きな困難を乗り越え、復興の歩みを一層力強く進める一年となりますよう、心より祈念申し上げます。

それでは、町政の近況について、ご説明いたします。

はじめに、公費解体の状況についてであります。

昨年5月から開始した公費解体事業は、県の災害廃棄物処理実行計画に掲げる本年10月末の完了を目標に取り組んできました。

その結果、本年10月末時点における本町の解体率は97.3パーセントに達し、残るは工場や大型店舗などの大型案件や所有者不明の建物などに限られ、事業は概ね完了した状況であります。

事業開始当初には、煩雑な手続きや解体事業者の不足といった課題が生じ、事業全体の遅延が懸念されました。しかし、国や県、関係機関の強力なマネジメント支援と、応援派遣職員による集中的な申請受付・事務支援を最大限活用したことで、手続きの迅速化が図られ、着実に進捗することができたと認識しております。

また、一般家庭の災害ゴミを受け入れていた富来野球場仮置場を先月29日に閉鎖いたしました。これにより、志賀、富来地域の両仮置場については、現在、解体に伴う災害廃棄物の搬入搬出のみに利用しており、この両仮置場につきましても、来年3月末には完全に閉鎖する見込みであります。

今後の方針としては、まずは大型案件の処理を優先的に進めつつ、所有者不明の建物については複雑な権利関係の整理を丁寧かつ速やかに実施し、事業の全面完了の早期実現を目指し、引き続き取り組んでまいります。

次に、復興公営住宅の整備状況についてであります。

本年7月、被災された方々を対象に、復興公営住宅等への入居意向を確認する説明会を開催し、入居希望数の調査を実施いたしました。

その結果に基づき、整備予定戸数を184戸見込んでいます。現在、本格的な整備着手に向けた準備を進めているところであり、令和9年度中に入居開始を目指しております。

本事業を推進するにあたり、整備戸数に見合う一団の土地の確保が不可欠な

ことや、被災された方々から交通や通院などの利便性を求める要望が多く寄せられていることから、建設場所の候補地としては、市街地を中心に選定を進めてまいりました。

現在、富来領家町地内の領家町コミュニティセンター付近と、高浜町地内の松ヶ丘住宅付近の富来地域、志賀両地域において、それぞれ整備を進めております。しかしながら、この2か所の敷地面積では、予定戸数全てを建設することはできないため、新たな建設候補地の選定について検討を進めております。

なお、今定例会に、志賀地域の復興公営住宅整備事業に係る債務負担行為補正を補正予算に計上しておりますので、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

次に、志賀町住まい再建支援金の状況についてであります。

志賀町住まい再建支援金は、被災地における自宅再建を後押しし、街並みの再生と地域の創造的復興を実現することを目的に創設したもので、本年10月から受付を開始しております。

先月25日現在の申請状況についてですが、半壊以上の方を対象とする新たな住宅の建設や購入に対する最大250万円の支援金は、申請件数51件、支給総額約9,304万円であり、予定額の約98パーセントに達しています。

一方、同じく半壊以上の方を対象とする住宅の補修に対する最大125万円の支援金は、申請件数87件、支給総額約4,760万円であり、予定額の約56パーセントに留まっています。これは、補修工事の完了が申請の条件であるため、半数近くの方が、まだ工事を終わられていないもの、と推測されます。

補修工事の遅れは、震災以降の施工業者の繁忙状態が深く関係していると考えられます。この状況と今後の施工期間を考慮し、申請期限を令和10年3月末に設定していますので、支援金の対象となる方は、補修工事の完了後、忘れずに申請をお願いします。

また、町民の皆様からご要望が多かった準半壊・一部損壊の住家に対する支援金については、事務手続きの煩雑さを軽減し、被災者の皆様へ迅速に支援を届けるため、義援金を申請済みの方には、原則申請不要の「プッシュ型」で実施しています。

現在、予定額の約83パーセントにあたる3,451件、約2億4,250万円を支給し

ていますが、罹災証明の発行状況から、義援金を未だに申請されていない方が相当数いらっしゃいます。

今後も引き続き、支援制度の更なる周知に努めていくとともに、受付窓口での案内や申請の手続きについても、誰もが分かりやすく、相談しやすい場の提供を目指して改善を進めてまいります。

この支援金が、被災された方々の自宅再建・生活再建を力強く後押しし、地域一丸となった復興が着実に進むことを期待しています。

次に、除雪対策についてであります。

気象庁が先月末に発表したこの冬の3か月予報によりますと、西日本や東日本は平年並みの気温が予想され、本格的な冬らしい寒さになる見込みです。また、降水量については、北日本と北陸で平年並みと予想され、日本海側の降雪量も平年並みになる見通しです。ただし、一時的な強い寒気の流れ込みにより、大雪になる恐れがあるとの指摘もあります。

町としては、この冬の降雪対策に万全を期すため、既に除雪会議を開催し、関係機関や除雪業者との連絡体制を再確認するなど様々な準備を進めております。降雪時には、気象情報や交通事情を的確に把握し、県や消防をはじめとする関係機関と緊密に連携を取りながら、通勤・通学路はもちろん、高齢者世帯などの日常生活に支障が出ないように、効率的で適切な除雪を行い、安全で安心な交通の確保に努めてまいります。

しかしながら、ご承知のとおり、震災以降、道路の復旧が十分に進んでいない箇所が多く、場所によっては除雪作業に大きな困難が生じる恐れがあります。また、深刻な人手不足により、やむを得ず迅速な除雪対応ができず、皆様にご不便をおかけすることがあるかもしれません。この点については、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、降雪の状況によっては、行政だけで全ての地域をきめ細かくカバーすることは困難を極めます。これまでも繰り返しお願いしてきましたが、地域コミュニティの住民同士が協力して行う自主的な除雪作業は、皆様自身の生活環境を維持・確保する上で、重要な活動であります。

円滑な地域生活を維持し、この冬を乗り切るため、自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもと、積極的なご協力をお願いいたします。

また、冬期間は水道管の凍結による破損リスクが著しく高まります。

令和5年1月の大寒波では、町内全域で水道管の凍結・破裂による漏水が多発し、一部地域では断水や水圧低下といった甚大な被害が発生しました。この教訓を踏まえ、町では広報誌や町ホームページを通じて、凍結予防の基本的な手順や、留守時の対応方法などを分かりやすく周知してまいります。

特に、建物の損壊や解体撤去などにより、配管やメーター器が露出し、外気にさらされている箇所は、凍結破損による漏水のリスクが非常に高くなります。リスク回避のため、露出している配管やメーター周りには、必ず保温材や断熱カバーなどを用いた凍結防止対策を徹底していただくよう、改めてお願いいたします。

こうした事前の対策を町全体で協力して行うことが、安定した水道サービスの継続につながりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、原子力防災訓練についてであります。

先月24日、石川県原子力防災訓練が実施されました。

今回の訓練では、昨年は被災状況を考慮し見送られた住民の参加を募り、本町で震度7を観測したとの想定で、実際に令和6年能登半島地震で発生した事象をもとに行われました。

昨年同様、富来地域住民の避難先である能登町が地震被害で受入が困難となったため、白山市へ避難することを想定して、受入先や避難ルートの確認を行う広域避難訓練や、今回初めて熊野及び上熊野地区が孤立化したとの想定で、ヘリコプターによる空路避難が実施されたほか、志賀小学校避難所（体育館）において、屋内退避訓練などが実施されました。

原子力防災訓練は、地域防災計画に基づき、国、県、関係市町、関係機関との連携を強化し、防災体制の確立と防災技術の向上を図ることを目的としており、原子力緊急事態を想定した実践的な訓練を毎年継続し、定着させていくことが、町民の皆様の安全と安心に繋がるものと考えております。

さらに、今回の訓練の実効性をより一層高めるため、今後も引き続き、国や県に対し、原子力災害時等の避難に必要な不可欠である広域的な避難道路の整備、避難計画の確立などを要請していきます。

次に、志賀原子力発電所についてであります。

先月21日、志賀原子力発電所2号機の新規制基準に関する適合に係る審査会合が開催され、敷地周辺の陸域断層について審査が行われました。

今回の会合では、過去の審査会合において、敷地近傍断層の評価が令和6年能登半島地震の発生を受け、既往の評価に影響があったのか再説明を求められたものでありましたが、北陸電力では、「富来川南岸断層では令和6年能登半島地震に伴い、震源断層として活動したことは認められない」との調査結果を説明し、概ね妥当であるとの評価を得られたとの報告がありました。

また、同日審議された敷地周辺陸域にある複数の断層の評価については、北陸電力が文献や調査により示されている断層の評価を説明したところ、規制委員会側は考察や根拠の説明が不足しているとの指摘をされ、継続審議になったとの報告がありました。

これらの断層の評価については、原発の耐震設計の目安となる基準地震動の根拠になるとされています。

北陸電力には、今後も、これまで以上に丁寧な説明に努め、しっかりと対応するよう求めていきます。

それでは、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、その大要をご説明申し上げます。

案件は、一般会計の補正予算に係る専決処分の承認が1件、工事請負契約の締結に係る専決処分の承認が2件、一般会計や各会計の補正予算をはじめ、条例の制定及び改正に係る議案が16件の、合わせて計19件であります。

承認第35号 令和7年度志賀町一般会計補正予算（第6号）については、富来地域避難拠点施設整備事業及び富来義務教育学校整備事業に係る基本・実施設計業務を行うにあたり、債務負担行為を設定し、専決処分したものであります。

承認第36号 工事請負契約の締結については、富来中学校学校施設災害復旧工事を行うにあたり、石田工業株式会社 代表取締役 源代治と1億8,535万円で工事請負契約を締結したものであります。

承認第37号 工事請負契約の締結については、志賀町熊野交流センター震災復旧工事を行うにあたり、寺井建設株式会社 代表取締役 寺井誠と4,972万円で工事請負契約を締結したものであります。

議案第79号 令和7年度志賀町一般会計補正予算（第7号）については、歳入では、農地農業用施設災害復旧に係る事業費及び補助率の嵩上げに伴う県補助金を増額する一方で、農地農業用施設災害復旧事業債を減額したほか、調定見込による町民税、地域コミュニティ施設等再建支援事業に係る県復興基金交付金（基本メニュー分）の増額を主とし、歳出では、人事院勧告に伴う職員給与費のほか、農地農業用施設災害復旧を当初計画より前倒しして実施するための県受託事務委託料及び工事請負費、支所庁舎に屋内遊具を設置することの遊び場整備事業、申請件数の増加に伴う地域コミュニティ施設等再建支援事業に要する経費の増額を主として、所要額を補正するものであります。

議案第80号 令和7年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、子ども・子育て支援金制度施行準備事業に係るシステム改修に伴い、歳入では、一般会計繰入金を増額し、歳出では、一般経費を増額補正するものであります。

議案第81号 令和7年度志賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、子ども・子育て支援金制度施行準備事業に係るシステム改修に伴い、歳入では、一般会計繰入金を増額し、歳出では、一般管理費を増額補正するものであります。

議案第82号 令和7年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入では、事業費の増額に伴い、国・県支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金等を増額し、歳出では、介護保険システム改修費及び給付費の増額を主として、所要額を補正するものであります。

議案第83号 令和7年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入では、定期接種に位置付けられた带状疱疹ワクチン接種等に係る予防接種収入を増額し、歳出では、人事院勧告に伴う職員給与費や、インターネット回線更新費用の増額を主として、所要額を補正するものであります。

議案第84号 令和7年度志賀町水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的支出及び資本的支出ともに、人事院勧告に伴い職員給与費を増額するものであります。

議案第85号 令和7年度志賀町下水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的支出及び資本的支出ともに、人事院勧告に伴い職員給与費を増額す

るものであります。

議案第86号 令和7年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第1号）については、収益的収入では、国が定める繰出基準の見直しに伴う一般会計繰入金やマイナ保険証の資格確認システム改修等に係る補助金を主として増額し、収益的支出では、人事院勧告に伴う職員給与費を主として増額し、資本的収入では、建設改良元金償還に伴う一般会計繰入金を増額するものであります。

議案第87号 志賀町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、児童福祉法が改正され、保育所、認定こども園等に通っていない乳児又は児童を対象として、月一定時間までの範囲で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業が創設されたことに伴い、同事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第88号 志賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例については、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住民登録外者の登録・管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」が共通機能として実装されることとなり、この機能を扱う事務については、マイナンバーの独自利用を行う事務等として定める必要があるため、所要の改正を行うものであります。

議案第89号 志賀町議会議員及び志賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、公費負担の限度額が変更となったため、所要の改正を行うものであります。

議案第90号 志賀町税条例の一部を改正する条例については、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、令和8年1月から国が定める統一的な基準に適合した情報システムへ移行するため、所要の改正を行うものであります。

議案第91号 志賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、児童福祉法等の一部を改正する法律により、被措置児童等への虐待防止規定が強化されたことに伴い、認定こども園・幼稚園等についても同様の虐待防止措置を講じる必要があるため、所要の改正を行うものであります。

議案第92号 志賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令により、乳幼児の健康診断に関する見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第93号 志賀町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険料の徴収猶予及び減免について、刑事施設に収容されている者を対象可能とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第94号 志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、引用する条項にずれが生じるため、所要の改正を行うものであります。

以上、提出案件の概要説明とさせていただきますが、詳細については、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

福田晃悦議長 説明を終わります。

日程第5 町長提出 承認第35号ないし第37号（質疑、委員会付託、討論、採決）

福田晃悦議長 ただ今、町長から提出されました議案のうち、承認第35号ないし第37号を議題とします。

（ 質 疑 ）

福田晃悦議長 これより、各件に対する質疑を許します。

（質疑なし）

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

（ 委 員 会 付 託 省 略 ）

福田晃悦議長 お諮りします。

各件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、各件に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

福田晃悦議長 これより、採決します。

町長提出 承認第35号 「専決処分の承認について（令和7年度志賀町一般会計補正予算（第6号）」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長提出 承認第36号 「専決処分の承認について（工事請負契約の締結について）」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長提出 承認第37号 「専決処分の承認について（工事請負契約の締結について）」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

(休 会)

福田晃悦議長 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明3日から8日までの6日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、明3日から8日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、12月9日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時34分 散会)

議 長 報 告

- 1 議長報告第36号
議員派遣結果報告書（R7. 10. 2～3 茨城県境町、笠間市）

- 2 議長報告第37号
例月出納検査の結果について
（令和7年10月28日実施）

- 3 議長報告第38号
議会広報特別委員会調査報告書（R7. 10. 21～23 北海道上富良野町、鷹栖町）

- 4 議長報告第39号
要望書（志賀町商工会、富来商工会）

- 5 議長報告第40号
入札結果調書について
（令和7年10月30日 9件）
（令和7年11月14日 2件）
（令和7年11月20日 3件）